

第3分科会 全体協議事項

1 市長の役割・責務

執行機関（市長・市・職員）の役割等（権限、責務）の説明

法令で定められている権限や責務をあえて確認すべきかどうか。

（多摩市条例参照）

第5節 市長の役割

（市長の設置）

第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。

（市長の権限）

第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。

（市長の責務）

第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。

市長は上田市のまちづくりのリーダーとして、法令に規定する役割以外に具体的に規定すべきである。

- ① リーダーシップ
- ② コーディネーター
- ③ 決断力
- ④ 統率力
- ⑤ 推進力
- ⑥ マニフェストの提示
- ⑦ 行政職員の活性化
- ⑧ 持続可能な行政運営
- ⑨ 最小経費で最大効果

- ・ 決断するときは決断して欲しい。リーダーシップ・統率力・前に進む力そういうものを発揮して欲しい。
- ・ 市長になった人にマニフェストを示してもらい、それを検証・チェックすることも良いのではないか。
- ・ 時代によって求められるリーダー像はちがう。今は希望を持たせるようなリーダーが必要ではないか。
- ・ 市長は行政職員の活性化に務め、リーダーシップを持った社長であるべき。
- ・ 持続可能な行政運営が大切
- ・ 最大の効果が上がる、最小の経費。効率効果を考えた税金の利用が重要。
- ・ 市民一人ひとりが気楽に声を出せて、自主的な市民の活動を育て、支えることが大切。権力のある立場で強く出てはいけないのではないか。

2 執行機関の役割・責務（行政運営の基本）

行政運営の基本（協働の社会実現を図る基本的役割のほか、調整役、支援者等の役割）を確認すべきかどうか。

（久喜市条例参照）

（市の責務）

第6条 市は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。
- (3) 計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努めること。
- (4) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編制に努めること。

行政サービスについて、法令に規定する役割以外に具体的に規定すべきである。

- ❶ 行政の縦割りを排し横断的なサービスの提供
- ❷ 最小の経費で最大の効果
- ❸ 公平・効率的で質の高い行政サービスの提供
- ❹ 住民要望の的確な把握
- ❺ 市民満足の実現

- ・ 地域独自の政策や地域のつながりなどを大事にして欲しい。違いを認め合うような条項をつくりたい。
- ・ 転入者に自治基本条例を説明する責務
- ・ 分かりやすい・親しみやすい言葉で意見を出せるように。
- ・ 地方分権・収税・予算の有効な活用はしっかりやって欲しい
- ・ 執行機関は、市のため、市民のために仕事をする。
- ・ 法律より行政サービス。効果があるかどうかは受け取り側が判断すること。受け取り側の立場で考え、評価する。
- ・ 縦割り行政でない、横断的な組織作り。住民の目線で。
- ・ 福祉的な考え方。視点を下げる。地方分権だからできるサービスがあるはず。
- ・ 気持ちを大切に行政運営。傾聴の姿勢
- ・ 人権の尊重
- ・ 共感能力を持った事務
- ・ 責任や義務も大切だが包み込むような母性的な考えをもっと大切に欲しい。
- ・ 国と平等・対等な立場で地方自治を進めて欲しい。

- ・ 国では声が届かないとあきらめるが、市役所は身近にあり声が届く。住んでいる人に最も近いということを重視してもらいたい。
- ・ 市民にとって親切であってほしいが、へりくだるのではなく、理念を持って筋の通った対応を。市民の行政がやって当たり前という考えも違うのではないか。
- ・ 行政の責務と呼応して市民も市のためにできることをしていくという定義がされているといい。
- ・ 市役所は役に立ってこそ市役所。人的にも物的にも適材適所を心がけて。
- ・ 一部の利益に偏らないこと
- ・ きちんとした情報公開
- ・ 行政委員の人選をもっと分かりやすく。
- ・ 行政委員会・審議会のシンプル化を進めて欲しい。
- ・ 未来・将来を見据えた予算化をして
- ・ 財源の確保ということは、これから大きい問題
- ・ 税金の節約についても盛り込みたい気持ちがある。ただし、必要なところに予算が配分されないと困る。
- ・ 行政には評価制度がない。民間と同様な考えでは評価ができないことはわかるが、何かしらの評価制度の導入を盛り込みたい。
- ・ 市・県・国の役割の明確化も必要
- ・ 子どもはとても大事な存在。人と人を結びつける力があり、コミュニティの形成の鍵となる。執行機関で、世代間の融合などを図るということ盛り込むことはできないか。
- ・ 小さな行政という考え方。自主的な市民の活動を妨げず受け入れる姿勢が大切ではないか。

3 職員の役割・責務

地方自治法にある長の補助機関としての行政職員の役割・責務を確認すべきかどうか。また、まちづくり・地域自治のスタッフとしての心構えや役割、職員政策を規定すべきか。

- ・ スペシャリストとゼネラリストどちらを育てていくか。
- ・ 職員は公僕であり、トップセールスマンでなくてはいけない。
- ・ 職員はあまり市民に迎合せず、信念をもって言うべきことは言って、行動し、責務を全うして欲しい。
- ・ 公僕という言葉が嫌い。市の職員も市民の一人であり、市役所に勤めている一会社員なので、市民と対等であると思う。ただ、プロ意識は是非持って欲しい。